

<「民法の規定による」の削除>

問21 消費者契約法第8条第1項第3号及び第4号において、「民法の規定による」という文言を削除する必要性はどのようなものですか。

(答)

1. 消費者契約法第8条第1項第3号及び第4号は、事業者の不法行為による損害賠償責任を免除する条項について規律しているところ、事業者が不法行為責任を負う場面の一つとしては、法人の代表者が不法行為をした場合が想定されます。
2. そして、代表者の行為についての法人の不法行為責任に関しては、消費者契約法の立案当時は、民法第44条第1項等において規定されていたものの、その後、民法が改正され、同条が削除されたため、他の法律において同条に相当する規定が設けられるなどしています（例：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条）。
3. このような経緯等を踏まえると、規律の対象を必ずしも民法の規定による不法行為責任に限定すべきではないことから、「民法の規定による」という文言を削除することが必要であると考えられます。